

記入例

(様式5 - 1)

設 立 時 の 負 債 内 訳 書

(平成 年 月 日現在)

借入先	借入年月日	借入金額 千円	借入金 の 使 途		返済額 千円	未 返 済 額		1月当返 済額千円	出 資 者
			出資財産 千円	その他 千円		出資財産 千円	その他 千円		
宮澤銀行 国立支店	平成3年 8月5日	5,000	エックス線 装置購入 2,500	運転資金 2,500	1,000	2,000	2,000	42	東 京 太
		計 5,000	計 2,500	計 2,500	計 1,000	計 2,000	計 2,000	計 42	

記入上の注意

- 各項目への記入は、金銭消費貸借契約書の内容に則して行ってください。その際、返済は基準日までの分が終わっているものとします。
- 未返済額の欄の金額のうち、引継ぎが認められる負債は、
借入金の全額を、医療用機器等の出資財産の取得に当てた場合は(6頁参照)未返済額の全額を引き継ぐことができます。
借入金の一部を医療用機器等の取得に当てた場合は、上記「記入例」のように、未返済分を「あん分」して引き継ぎ可能な負債を求めてください。

$$\text{未返済額 } 400\text{万円} \times \text{医療用機器等の出資財産の取得に当てた費用 } 250\text{万円} / \text{当初借入金 } 500\text{万円} = \text{引継ぎ可能な負債 } 200\text{万円}$$

- 当初借入金の全額を医療用機器等の出資財産の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、出資財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債を求めてください。

例

当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起こした場合(借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金等に消費したものとする。)

当初借入金 1,000万円 ————— 4年後 —————> 未返済額 600万円
借換え借入金 1,000万円(新規 400万円、未返済 600万円) ——— 7年後 ———> 未返済額 300万円

この場合の引継ぎ可能な負債は、次のようなあん分計算で求めてください。

$$\text{借換え借入金未返済額 } 300\text{万円} \times \text{当初借入金の未返済額 } 600\text{万円} / \text{借換え借入金 } 1,000\text{万円} = \text{引継ぎ可能な負債 } 180\text{万円}$$